

カレーの思い出（その2）

27歳の頃。京橋に住み、大栄経理学院梅田校に通っていた。経営者兼講師。365日朝から晩まで休み無しの生活。驚くほど元気。ライバルの経理学院と戦っていた。楽しみは朝のカレー。西梅田駅構内の店。毎日卵入り。百日百食。少し変人だったかもしれない。



（竹内）

年末調整のご案内



① 扶養控除等(異動)申告書(令和3年分)

扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が48万円以下の方をいいます。所得が48万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている方は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の方は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署からは正すよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

ひとり親である納税者は一定の所得控除を受けることができます。父親や母親関係はなく、未婚で生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であれば控除を受けることができます。

② 保険料控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、ご注意ください。

＜添付書類＞ ※すべて **本人が支払ったもののみ**該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。

※扶養の有無を問いません

③ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

1. 基礎控除申告書

今年から所得金額に応じて基礎控除額が異なります。また、この申告書を提出しなければ基礎控除を受けることができませんのでご注意ください。

2. 配偶者控除等申告書

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには①扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、この申告書を給与支払者に提出する必要があります。

所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできません。

配偶者特別控除の対象となる配偶者は、年間の合計所得金額が48万円超133万円以下でなければなりません。

3. 所得金額調整控除申告書

今年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ〜ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23才未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)−850万円}×10%＝控除額(1円未満端数切上)

※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

- 今年入社の方→前職の源泉徴収票
- 住宅借入金等特別控除がある方(2年目以降)
→年末借入金残高証明書(銀行等)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。



（後藤）

令和3年1月1日より子の看護休暇・介護休暇の 時間単位取得ができるようになります！！



1. 改正の内容

子の看護休暇・介護休暇の取得単位は、1日単位または半日単位とされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得が可能となります。

また、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者も同様に、令和3年1月1日より、1時間単位での取得ができることとなります。

2. 改正のポイント

育児介護休業規程の見直しが必要となります。子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得は、原則始業時刻もしくは終業時刻に連続するかたちで取得させればよいこととされていますが、厚生労働省では法を上回る措置として、いわゆる「中抜け」を認める制度とすることを求めており、規程の見直しにあたっては、「中抜け」を認めることとするかどうかの検討が必要です。

また、時間単位取得が困難な業務がある場合は、労使協定により、その業務に従事する労働者を対象労働者から除外することができ、該当する業務がある場合は、労使協定の締結も必要となります。

(小谷)

12月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
1月4日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 社労士の日(12月2日)

建設係

〇〇〇 建設業法改正 ～事業承継・相続について～ 〇〇〇

以前にもお知らせしましたが、令和2年10月1日施行の建設業法改正で、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで建設業許可の空白期間がなく事業承継を行うことが可能となりました。

従前の建設業法では、事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直す必要があり、許可が下りるまでの間に空白期間が生じていました。

相続についても、同様の制度が新設され、被相続人の死亡後30日以内に申請する必要があります。

事業承継等を検討されている方は、お早めに所轄の整備局等へご相談ください。

(岸上)

リスマネ委員会

〇〇〇 ひき逃げに遭ったら補償はどうなる？ 〇〇〇

どれほど気を付けていても、いつ交通事故の被害に遭うか分かりません。

昨今、芸能界でのひき逃げ事故が取り沙汰されました。

ひき逃げの被害者になってしまった場合、どのような補償をもらえるのでしょうか？

加害者が判明した場合

加害者契約の自賠責保険、自動車任意保険にて損害賠償を受けることとなります。

加害者が判明しない場合

被害者自身の自動車任意保険で補償を受けとることができます。

● 人身傷害保険

自身やその家族などが死傷した際に過失割合に関係なく保険金額を上限として実損額を補償してくれる保険です。

● 無保険車傷害保険

加害者が判明しないなど、加害者から十分な補償が得られないときの保険です。

ただし、保険金が支払われるのは、事故で死亡もしくは後遺障害を負ってしまった場合の損害に限定されるのが一般的です。

加害者が不明かつ被害者自身も自動車任意保険に未加入など十分な補償を得られない場合

政府保証事業

政府が自動車損害賠償保障法に基づき、被害者の救済を図るために損害のてん補を行う制度です。

てん補される支払限度額は自賠責保険の基準と同様です。

(さくらビジネス)



■12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(6月～11月分)の納付

■本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

■本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与所得の年末調整

■翌年1月4日

- 4 10月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税く

- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税く
6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税く
7 4月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税く(半期分)
8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告く消費税・地方消費税く
9 消費税の年税額が4800万円超の9月、10月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)く消費税・地方消費税く
■12月中において市町村の条例で定める日
10 固定資産税(都市計画法)の第3期分の納付

資産税係

○●○ 相続登記について③

ー相続登記をしないことによるリスクー ○●○

相続登記をしないしていると、次のようなリスクがあります。

- 他の相続人の持分を差し押さえられたり、売却されたりするおそれがある
詳しくはさくら通信10月号をご覧ください。
- 不動産の売却・担保設定ができない
相続登記をとばして買主による所有権移転登記等を行うことはできません。
- 権利関係が複雑になる
時間が経てば経つほど相続人が増え、また相続人と連絡がつかないなどになり協議が困難になっていきます。
- 登記のための時間も費用も増える可能性がある
登記を長期間にわたって放置し、相続人が今どこに、何人いるかもわからないようなケースの場合、手続きを進めるためには時間も費用も多く必要となります。



現在は相続登記を義務とする法律はありませんが、今後、相続登記が義務化される予定です。

(坂田)

会計制度

○●○ 時価の算定に関する会計基準④

時価の算定方法1 インプット ○●○

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる「評価技法」を用い、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能な「インプット」を最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされています。

インプットとは、資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定をいいます。時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用することとされています(レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低いです。)

① レベル1のインプット

レベル1のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものをいいます。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用します。例としては株価があります。

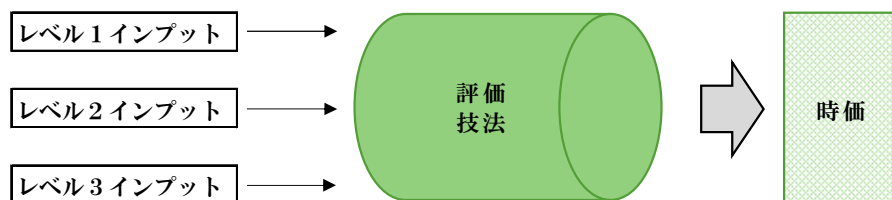
② レベル2のインプット

レベル2のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットをいいます。例としては金利があります。

③ レベル3のインプット

レベル3のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプットをいいます。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用います。

例としてはヒストリカル・ボラティリティ(過去の株価等のデータに基づいて算出した変動率)があります。



次号では評価技法について説明します。

(孝志茜)

医療係

〇〇〇 償却資産申告 〇〇〇

固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在の土地、家屋及び償却資産(これらを「固定資産」といいます。)の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容(取得年月、取得価額、耐用年数等)について、1月31日までに償却資産の所在する市町村に申告する必要があります。

実際に申告するにあたっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16等を、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに行います。

医師・歯科医師業の申告対象となる主な償却資産の例示

医療機器 → 具体例:レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど
器具備品 → 具体例:複写機、パソコン、サーバーなど
航空機 → 具体例:ドクターヘリ



次号では新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している事業者の固定資産税減免について解説します。

(後藤)

「さくらのBLOG」紹介 *

当社ホームページ「さくらのBLOG」に掲載された記事をご紹介します。

詳しくは、HPをご覧ください。ブログは、役職員全員で、毎週2回(火・金)更新しております。

個性を生かした記事が満載ですので、お時間のある時にぜひご覧ください。

師走

今年もいよいよ後残すところ少なくなってきました。

毎年の事ながら、何だかそわそわして落ち着かない気がするのは、私だけでしょうか(笑)
大掃除はいつにしようか〜とか、お年玉の準備もしなきゃ〜などなど。

そわそわするだけで、一日一日着実に終わっていく今日この頃。

気づいたら年明け!なんて事にならない様に、出来る事からしていきたいと思います。



広告コーナー

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。

広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

毎週火曜日 9時30分から

中華麺&スープの直売会を開催!

徳島県内外のラーメン店に麺を出荷しているマルメン製麺所が毎週火曜日限定で、中華麺&スープのセットを1食100円から販売する直売会を開催しています。
本格作りたて麺を使ったラーメンをご家庭でいただけるのが魅力ですよ。

株式会社 マルメン製麺所

〒770-0872 徳島市北沖洲3丁目9番6号 TEL:088-635-8524



さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

(株)さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556

FAX: 088-654-1181